

# 1 市町村普通会計決算の概要(速報)

- ・ 決算規模が過去最大を更新  
 幼児教育・保育の無償化等に伴い、歳入・歳出とも過去最大を更新。
- ・ 義務的経費が過去最大を更新  
 幼児教育・保育の無償化による子育て支援関連費の増加等に伴い、過去最大を更新。
- ・ 地方債現在高が過去最大を更新  
 投資的経費の増加等に伴い、地方債の発行額が増加した結果、過去最大を更新。

## (1) 決算規模及び収支状況の推移

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度 ①	平成30年度 ②	増減額 ③(①-②)	増減率 ③/②×100
歳入総額	4,018,931	3,896,105	122,826	3.2
地方税	1,892,441	1,855,098	37,343	2.0
地方交付税	83,009	70,210	12,799	18.2
地方債	357,615	347,501	10,114	2.9
うち臨時財政対策債	79,963	95,770	▲ 15,807	▲ 16.5
歳出総額	3,931,410	3,821,978	109,432	2.9
義務的経費	2,202,295	2,133,061	69,234	3.2
人件費	775,088	768,691	6,398	0.8
扶助費	1,048,138	993,694	54,444	5.5
公債費	379,069	370,677	8,392	2.3
投資的経費	482,956	477,520	5,436	1.1
実質収支	56,165	52,583	3,582	
単年度収支	3,582	▲ 10,401	13,983	

(注1) 数値については見込みであり、今後変動する場合がある。(以下の表同じ)

(注2) 表示単位未満を四捨五入しているため、計に符合しない場合がある。また、増減率は、千円単位で算出したものである。(以下の表同じ)

(注3) 歳入総額及び歳出総額の内訳は、主なもののみを掲載している。

## (2) 経常収支比率の推移

(単位:%)

区 分	令和元年度 ①	平成30年度 ②	増 減 ③(①-②)	増減率 ③/②×100
経常収支比率(単純平均)	94.8	94.4	0.4	

## (3) 積立金及び地方債現在高の推移

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度 ①	平成30年度 ②	増減額 ③(①-②)	増減率 ③/②×100
財政調整基金現在高	113,473	125,744	▲ 12,271	▲ 9.8
地方債現在高	4,323,928	4,300,129	23,800	0.6
うち臨時財政対策債	1,277,777	1,277,493	284	0.0

#### (4) 歳入の状況

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度		平成30年度		増減額 ③(①-②)	増減率 ③/②×100
	①	構成比	②	構成比		
地方税	1,892,441	47.1	1,855,098	47.6	37,343	2.0
地方譲与税	19,574	0.5	19,931	0.5	▲ 357	▲ 1.8
各種交付金	198,877	4.9	228,808	5.9	▲ 29,930	▲ 13.1
うち地方消費税交付金	153,714	3.8	159,570	4.1	▲ 5,856	▲ 3.7
地方特例交付金	22,079	0.5	9,315	0.2	12,764	137.0
地方交付税	83,009	2.1	70,210	1.8	12,799	18.2
国庫支出金	695,580	17.3	648,052	16.6	47,527	7.3
県支出金	197,275	4.9	177,749	4.6	19,526	11.0
繰入金	130,676	3.3	105,117	2.7	25,559	24.3
地方債	357,615	8.9	347,501	8.9	10,114	2.9
うち臨時財政対策債	79,963	2.0	95,770	2.5	▲ 15,807	▲ 16.5
その他	421,806	10.5	434,324	11.2	▲ 12,518	▲ 2.9
合 計	4,018,931	100.0	3,896,105	100.0	122,826	3.2

(注1) 「その他」は、上記項目のいずれにも計上されないものの合計(以下、同じ)。

(注2) 県費負担教職員給与負担事務の指定都市への移譲に伴う税源移譲により、各種交付金が減少し、地方税が増加している。

#### (参考1) 地方税収の状況

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度		平成30年度		増減額 ③(①-②)	増減率 ③/②×100
	①	構成比	②	構成比		
普通税	1,726,197	91.2	1,691,510	91.2	34,687	2.1
うち市町村民税	982,421	51.9	957,155	51.6	25,266	2.6
個人分	857,340	45.3	822,856	44.4	34,485	4.2
法人分	125,080	6.6	134,299	7.2	▲ 9,219	▲ 6.9
うち固定資産税	679,737	35.9	671,421	36.2	8,316	1.2
うち軽自動車税	9,798	0.5	9,351	0.5	447	4.8
うち市町村たばこ税	54,235	2.9	53,575	2.9	660	1.2
目的税	166,243	8.8	163,588	8.8	2,655	1.6
うち都市計画税	130,492	6.9	128,474	6.9	2,018	1.6
うち事業所税	34,837	1.8	34,144	1.8	694	2.0
合 計	1,892,441	100.0	1,855,098	100.0	37,343	2.0

### (5) 歳出(性質別)の状況

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度		平成30年度		増減額 ③(①-②)	増減率 ③/②×100
	①	構成比	②	構成比		
義務的経費	2,202,295	56.0	2,133,061	55.8	69,234	3.2
人件費	775,088	19.7	768,691	20.1	6,398	0.8
うち職員給	555,422	14.1	549,956	14.4	5,466	1.0
うち退職金	52,533	1.3	52,734	1.4	▲ 201	▲ 0.4
扶助費	1,048,138	26.7	993,694	26.0	54,444	5.5
公債費	379,069	9.6	370,677	9.7	8,392	2.3
投資的経費	482,956	12.3	477,520	12.5	5,436	1.1
普通建設事業費	478,770	12.2	476,495	12.5	2,275	0.5
うち補助事業費	174,754	4.4	166,168	4.3	8,585	5.2
うち単独事業費	280,123	7.1	290,359	7.6	▲ 10,236	▲ 3.5
他会計繰出金等	390,470	9.9	378,152	9.9	12,318	3.3
うち上下水道・病院	126,016	3.2	125,897	3.3	119	0.1
うち国保・介護・後期高齢	264,454	6.7	252,255	6.6	12,198	4.8
国保会計(事業勘定)	76,176	1.9	78,392	2.1	▲ 2,216	▲ 2.8
後期高齢者	86,781	2.2	81,241	2.1	5,540	6.8
介護会計(保険勘定)	101,497	2.6	92,622	2.4	8,875	9.6
その他	855,690	21.8	833,245	21.8	22,445	2.7
合 計	3,931,410	100.0	3,821,978	100.0	109,432	2.9

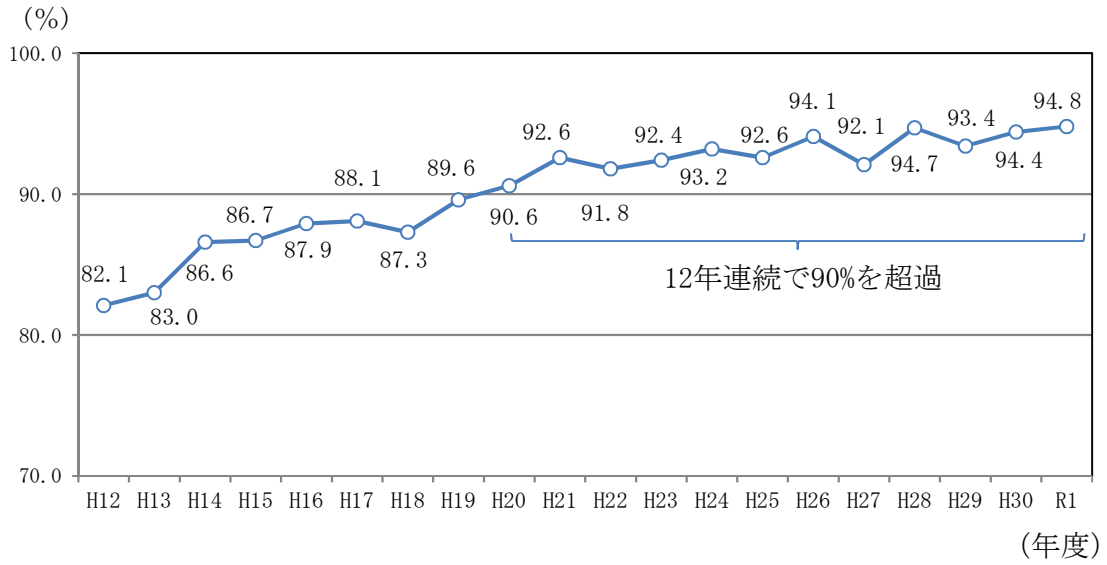
(注1) 他会計繰出金等の「うち上下水道・病院」は、下水道事業会計(非法適)、下水道事業会計(法適)、上水道事業会計及び病院事業会計に対する繰出金等である。

### (6) 歳出(目的別)の状況

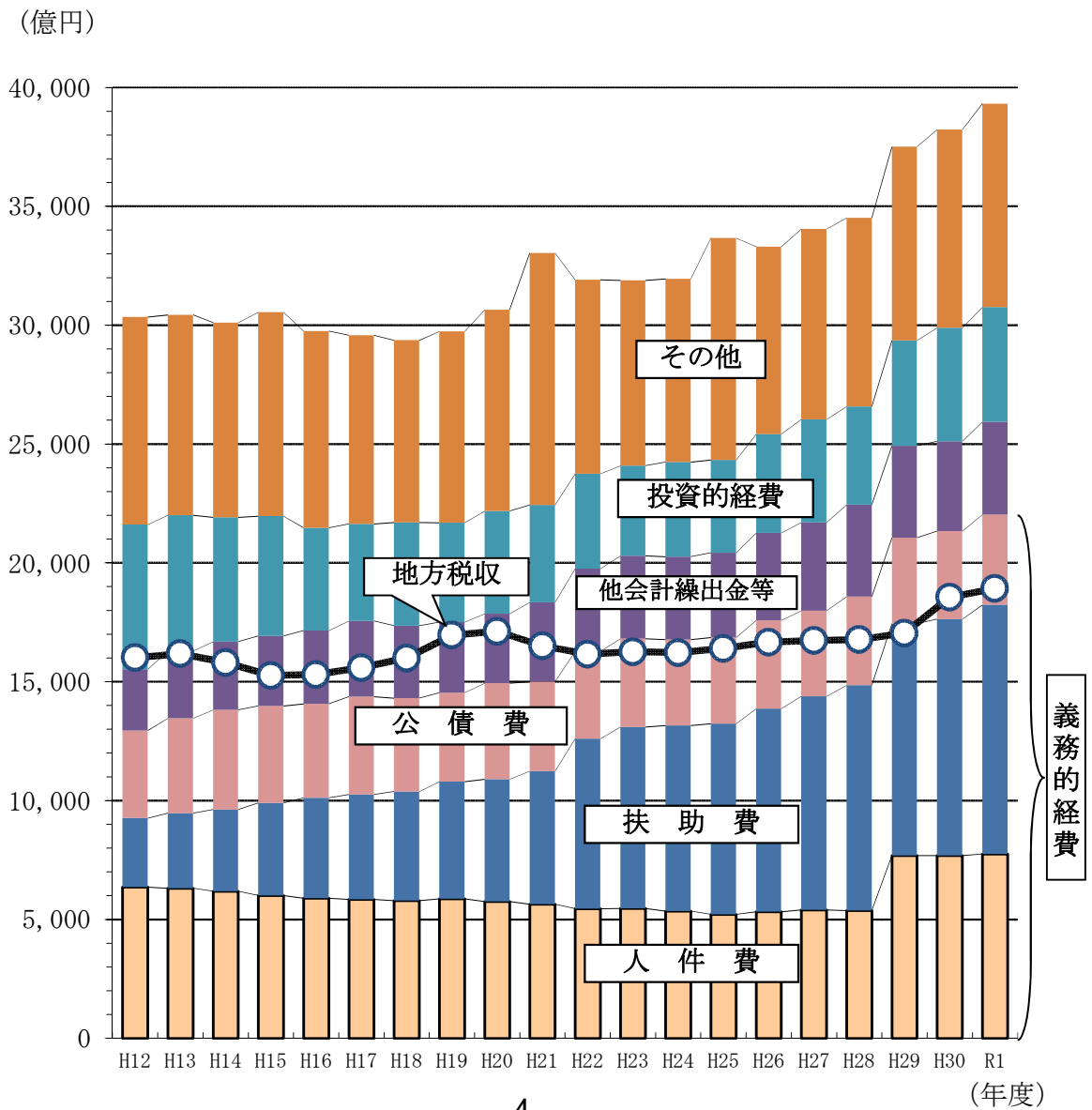
(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度		平成30年度		増減額 ③(①-②)	増減率 ③/②×100
	①	構成比	②	構成比		
議会費	13,359	0.4	13,342	0.3	17	0.1
総務費	384,567	9.8	365,625	9.6	18,943	5.2
民生費	1,494,211	38.0	1,435,646	37.6	58,565	4.1
衛生費	311,537	7.9	298,207	7.8	13,329	4.5
労働費	5,407	0.1	8,570	0.2	▲ 3,163	▲ 36.9
農林水産業費	11,623	0.3	11,627	0.3	▲ 4	▲ 0.0
商工費	115,214	2.9	110,104	2.9	5,110	4.6
土木費	474,970	12.1	497,301	13.0	▲ 22,331	▲ 4.5
消防費	126,804	3.2	116,006	3.0	10,798	9.3
教育費	594,221	15.1	576,485	15.1	17,736	3.1
災害復旧費	4,186	0.1	1,025	0.1	3,160	308.2
公債費	380,054	9.7	371,735	9.7	8,319	2.2
その他	15,258	0.4	16,305	0.4	▲ 1,047	▲ 6.4
合 計	3,931,410	100.0	3,821,978	100.0	109,432	2.9

(参考2) 経常収支比率の推移



(参考3) 性質別歳出及び地方税収の推移



## 2 市町村公営企業決算の概要(速報)

- ・ 収支状況は5年連続で黒字  
518億円85百万円、対前年度比▲133億46百万円
- ・ 企業債残高は、17年連続で減少  
2兆5,571億88百万円、対前年度比▲587億14百万円 (▲2.2%)
- ・ 累積欠損金は、3年連続で減少  
3,321億39百万円、対前年度比▲54億28百万円 (▲1.6%)

(単位:事業、人、百万円、%)

区分	令和元年度 ①	平成30年度 ②	増減 ③(①-②)	増減率 ③/②×100	
事業数	102	103	▲1	▲1.0	
職員数	14,500	14,615	▲115	▲0.8	
決算規模	896,788	872,113	24,674	2.8	
収支状況	黒字額(事業数)	55,552 (87)	69,673 (91)	▲14,121 (-4)	/
	赤字額(事業数)	3,667 (15)	4,443 (12)	▲775 (3)	
	差引収支(事業数計)	51,885 (102)	65,230 (103)	▲13,346 (-1)	
料金収入	458,825	459,704	▲879	▲0.2	
企業債	発行額	202,394	178,388	24,006	13.5
	現在高	2,557,188	2,615,902	▲58,714	▲2.2
	元利償還金	296,222	297,618	▲1,396	▲0.5
他会計繰入金	140,317	148,010	▲7,694	▲5.2	
建設投資額	215,362	198,310	17,052	8.6	
累積欠損金	332,139	337,567	▲5,428	▲1.6	

(注1) 全事業の合計であり、事業ごとに状況は異なる。また、数値については見込みであり、今後変動する可能性がある。(以下の表同じ)

(注2) 表示単位未満を四捨五入しているため、計に符合しない場合がある。また、増減率は、千円単位で算出したものである。(以下の表同じ)

(1) 収支の状況

(単位:百万円、%)

事業名	年度	令和元年度			平成30年度			増減額	増減率
		黒字額	赤字額	差引	黒字額	赤字額	差引	③/②×100	
水道（含む簡易水道）		11,032	57	10,975	13,570	135	13,435	▲ 2,460	▲ 18.3
工業用水道		1,501	0	1,501	2,046	0	2,046	▲ 545	▲ 26.6
交通		7,681	257	7,425	9,985	0	9,985	▲ 2,561	▲ 25.6
電気		93	0	93	77	0	77	16	20.5
病院		609	3,024	▲ 2,414	1,077	4,140	▲ 3,063	648	▲ 21.2
下水道		29,889	323	29,566	30,419	165	30,254	▲ 688	▲ 2.3
港湾整備		3,337	0	3,337	4,238	0	4,238	▲ 901	▲ 21.3
市場		489	0	489	470	0	470	19	4.1
と畜場		16	0	16	69	0	69	▲ 53	▲ 76.8
観光施設		128	6	122	178	3	175	▲ 54	▲ 30.6
宅地造成		668	0	668	7,248	0	7,248	▲ 6,580	▲ 90.8
駐車場整備		62	0	62	258	0	258	▲ 196	▲ 75.9
介護サービス		46	0	46	37	0	37	9	23.8
合計		55,552	3,667	51,885	69,673	4,443	65,230	▲ 13,346	▲ 20.5

(2) 企業債の現在高

(単位:百万円、%)

事業名	年度	令和元年度		平成30年度		増減額	増減率
		①	構成比	②	構成比	③(①-②)	③/②×100
水道（含む簡易水道）		273,330	10.7	275,083	10.5	▲ 1,753	▲ 0.6
工業用水道		10,719	0.4	11,302	0.4	▲ 583	▲ 5.2
交通		340,211	13.3	347,432	13.3	▲ 7,221	▲ 2.1
電気		0	-	0	-	0	-
病院		190,161	7.4	171,325	6.5	18,837	11.0
下水道		1,526,318	59.7	1,587,867	60.7	▲ 61,550	▲ 3.9
港湾整備		4,843	0.2	5,349	0.2	▲ 506	▲ 9.5
市場		12,295	0.5	10,951	0.4	1,344	12.3
と畜場		3,437	0.1	3,066	0.1	371	12.1
観光施設		1,053	0.0	1,075	0.0	▲ 22	▲ 2.1
宅地造成		187,449	7.3	193,794	7.4	▲ 6,345	▲ 3.3
駐車場整備		7,268	0.3	8,524	0.3	▲ 1,256	▲ 14.7
介護サービス		104	0.0	134	0.0	▲ 30	▲ 22.1
合計		2,557,188	100.0	2,615,902	100.0	▲ 58,714	▲ 2.2

### (3) 累積欠損金

(単位:百万円、%)

事業名	年度	令和元年度		平成30年度		増減額 ③(①-②)	増減率 ③/②×100
		① 構成比	② 構成比	① 構成比	② 構成比		
水道(含む簡易水道)		0	-	0	-	0	-
工業用水道		0	-	0	-	0	-
交通		146,088	44.0	153,243	45.4	▲ 7,154	▲ 4.7
電気		0	-	0	-	0	-
病院		107,246	32.3	105,155	31.2	2,092	2.0
下水道		890	0.3	591	0.2	299	50.6
港湾整備		0	-	0	-	0	-
市場		0	-	0	-	0	-
と畜場		0	-	0	-	0	-
観光施設		6	0.0	3	0.0	4	141.1
宅地造成		77,908	23.5	78,577	23.3	▲ 668	▲ 0.9
駐車場整備		0	-	0	-	0	-
介護サービス		0	-	0	-	0	-
合計		332,139	100.0	337,567	100.0	▲ 5,428	▲ 1.6

### 3 健全化判断比率及び資金不足比率(速報)

・ いずれの指標においても、早期健全化基準又は経営健全化基準に達している市町村はない。

(単位:%)

市町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
					会計数	
横浜市	—	—	10.2	140.4	全11会計	—
川崎市	—	—	7.5	123.7	全8会計	—
相模原市	—	—	2.7	31.3	全2会計	—
指定都市平均	—	—	6.8	98.5		—
横須賀市	—	—	6.6	31.4	全3会計	—
平塚市	—	—	2.4	24.5	全3会計	—
鎌倉市	—	—	0.8	—	全1会計	—
藤沢市	—	—	2.3	47.1	全2会計	—
小田原市	—	—	2.1	9.7	全5会計	—
茅ヶ崎市	—	—	0.7	48.7	全2会計	—
逗子市	—	—	5.9	40.3	全1会計	—
三浦市	—	—	14.5	162.3	全4会計	—
秦野市	—	—	1.2	17.6	全2会計	—
厚木市	—	—	2.6	38.9	全2会計	—
大和市	—	—	1.2	38.2	全2会計	—
伊勢原市	—	—	7.4	64.8	全1会計	—
海老名市	—	—	1.8	28.6	全1会計	—
座間市	—	—	0.2	28.2	全2会計	—
南足柄市	—	—	4.9	29.6	全2会計	—
綾瀬市	—	—	7.5	48.8	全1会計	—
都市平均 (除く指定都市)	—	—	3.9	43.9		—
都市平均	—	—	4.3	53.0		—
葉山町	—	—	▲ 1.7	—	全1会計	—
寒川町	—	—	3.2	—	全1会計	—
大磯町	—	—	6.0	73.4	全1会計	—
二宮町	—	—	6.1	27.1	全1会計	—
中井町	—	—	2.2	—	全2会計	—
大井町	—	—	▲ 2.3	—	全2会計	—
松田町	—	—	5.3	65.3	全3会計	—
山北町	—	—	7.6	53.6	全2会計	—
開成町	—	—	6.1	59.9	全2会計	—
箱根町	—	—	11.1	78.9	全3会計	—
真鶴町	—	—	11.1	152.2	全2会計	—
湯河原町	—	—	3.4	76.3	全3会計	—
愛川町	—	—	▲ 2.4	—	全2会計	1.3
清川村	—	—	▲ 3.0	—	全2会計	—
町村平均	—	—	3.8	73.3		—
市町村平均 (除く指定都市)	—	—	3.8	54.1		—
市町村平均	—	—	4.1	59.3		—

(注1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、0以下の比率は存在しないため、0以下にならなかった場合は—で記載している。

(注2) 平均はすべて単純平均であるが、比率が存在しない団体がある場合は、これを除外して算出している。

(注3) 実質公債費比率及び将来負担比率は、この表では総務省の公表ルールに従い小数点以下第2位を切り捨てたものを記載している。

(注4) 実質公債費比率は、地方債元利償還金から地方交付税の基準財政需要額に算入される額を差し引くこと等により計算されるため、マイナスとなる場合がある。



# 用語の解説

## (1) 普通会計決算の用語解説

### ○ 普通会計

地方公共団体が設置する様々な会計を、団体間の比較や時系列比較を可能とするため、全国共通のルールに基づき、一般会計とその他特別会計を区分し直した地方財政統計上の会計区分。

なお、公営事業会計に属する、公営企業会計（水道・交通・病院・下水道等）、収益事業会計（競馬・競輪・競艇等）、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計等は、普通会計から除かれる。

### ○ 決算規模

普通会計においては、歳入総額及び歳出総額。

### ○ 実質収支

形式収支（歳入歳出差引額）から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた後の純剰余金又は純損失のこと。

### ○ 単年度収支

当年度の実質収支－前年度の実質収支

実質収支には過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれているので、その影響を除いた当該年度のみ収支であり、実質収支の前年度からの増減を示す。

### ○ 経常収支比率

経常的経費充当一般財源等÷（経常一般財源等収入額＋減収補填債（特例分）＋臨時財政対策債）

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合で、財政の弾力性の指標。

### ○ 義務的経費

支出が義務づけられ、任意に削減することが困難な経費（人件費、扶助費、公債費）。

### ○ 公債費

借入金である地方債の返済等に必要な経費。

### ○ 扶助費

社会保障の一環として、生活困窮者や児童、高齢者などに対し、法令や地方公共団体の条例等に基づき支給する経費。

### ○ 投資的経費

道路や公園、学校等の社会資本の整備に支出される経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）。

### ○ 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示すもので、当該団体の標準的な税収入額に地方譲与税、交通安全対策特別交付金、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を合算したものの。

## (2) 公営企業決算の用語解説

### ○ 公営企業

地方公共団体が行う事業のうち、主として、その経費を当該事業に伴う収入をもって経営する事業で、法適用企業と法非適用企業に分類される。

### ○ 法適用企業

地方公営企業法を適用し、収支を債権・債務の発生でとらえる発生主義による企業会計方式で経理を行う企業。

### ○ 法非適用企業

地方公営企業法を適用せず、収支を実際の現金収支規模でとらえる現金主義による官庁会計方式を用い、かつ、特別会計方式で経理を行う企業。

### ○ 決算規模

公営企業会計においては、普通会計の歳出総額に相当する額をいう。

- ・ 法適用企業 = 総費用 - 減価償却費 + 資本的支出
- ・ 法非適用企業 = 総費用 + 資本的支出 + 積立金 + 繰上充用金

### ○ 純損益・実質収支

黒字額、赤字額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業は実質収支による。なお、収支が0の場合は黒字としている。

- ・ 純損益 = 総収益 (= 営業収益 + 営業外収益 + 特別利益) - 総費用 (= 営業費用 + 営業外費用 + 特別損失)
- ・ 実質収支 = (総収益 - 総費用) + (資本的収入 - 資本的支出) - 積立金 + 前年度からの繰越金 - 前年度繰上充用金 + 収益的収支に充てた地方債 + 収益的収支に充てた他会計借入金

### ○ 基準内繰入金

下水道事業における雨水処理負担金など、その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入を充てることが適当ではない経費等に対する一般会計等からの繰入金をいい、これ以外の繰入金を基準外繰入金という。

基準内繰入金は、地方公営企業法第17条の2、「平成31年度の地方公営企業繰出金について」（平成31年4月1日付け総財公第32号総務副大臣通知）等に基づいて算定される。

### ○ 建設投資額

資本的支出の建設改良費をいう。

### ○ 累積欠損金

法適用企業で、営業活動によって欠損を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等により補填が出来なかった各事業年度の損失（赤字）額が累積されたものをいう。

### ○ 地方公営企業会計基準見直し

民間の企業会計基準が大幅に変わるとともに、他の公的部門（地方独法、地方公会計等）も企業会計原則を基本とした考え方を取り入れる中であつて、できる限り企業会計基準との整合を図るための改正を行った。

主な内容として「借入資本金制度の廃止」、「みなし償却制度の廃止」、「引当金の計上義務付化」、「たな卸資産の評価に低価法義務化」などがある。

### (3) 健全化判断比率等の用語解説

#### ○ 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、「健全化判断比率」として4つの財政指標を、また、公営企業会計ごとの経営状況の深刻度を示す指標として「資金不足比率」を定めており、地方公共団体は、各比率について、監査委員の審査に付したうえで議会に報告するとともに、住民に対し公表しなければならないもの。

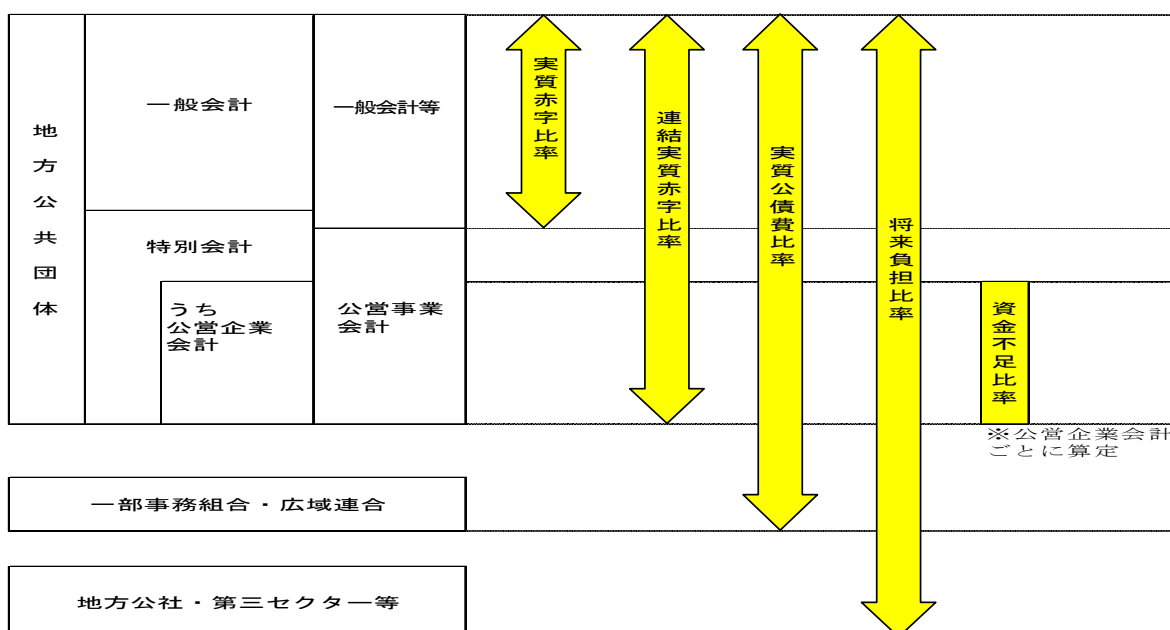
#### ○ 一般会計等

市町村の一般会計及び特別会計のうち、決算統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲のもの。ただし、「普通会計」が特別会計の事業単位で「一般会計」に連結するのに対し、「一般会計等」は、特別会計単位で「一般会計」に連結するといった点に相違がある。

#### 【健全化判断比率等に係る早期健全化基準等】

区 分	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	各団体の標準財政規模に応じて 11.25%～15%	20%
連 結 実 質 赤 字 比 率	各団体の標準財政規模に応じて 16.25%～20%	30%
実 質 公 債 費 比 率	25%	35%
将 来 負 担 比 率	350% (政令指定都市は400%)	—
資 金 不 足 比 率	(経営健全化基準)20%	—

#### 【健全化判断比率等の対象会計等について】



#### ○ 早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、「財政健全化計画」を定めなければならない。

## ○ 財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、「財政再生計画」を定めなければならない。

## ○ 経営健全化基準(公営企業会計のみ適用)

資金不足比率が経営健全化基準(20%)以上の場合には、「経営健全化計画」を定めなければならない。

### 【健全化判断比率等の概要】

#### ア 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

《算定方法》

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：  
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

#### イ 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額等の標準財政規模に対する比率。

《算定方法》

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：①と②の合計額が③と④の合計額を超える場合の当該超える額
- ① 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

#### ウ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。

《算定方法》

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

- ・準元利償還金：①から⑤までの合計額
- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

## エ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

《算定方法》

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・将来負担額：①から⑩までの合計額

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 当該団体が受益権を有する信託の負債額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑧ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑨ 連結実質赤字額
- ⑩ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：①から⑧までの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

## オ 資金不足比率

各公営企業単位による事業の規模に対する資金不足額の比率。

《算定方法》

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。